

〈届出・申請確認リスト〉 令和5年4月作成 佐渡市

建築物・工作物を造るとき、壊すとき、直すときには、  
計画段階で事前にご相談ください！

✓	行為	エリア	届出・申請		担当課および連絡先
要・不要	建築物・工作物の新築や増改築など	市内全域 若しくは都市計画区域 ※都市計画区域については、建築住宅課住宅・都市計画係へご確認ください	<b>建築確認申請</b> 【建築基準法第6条】 ※申請の要否は佐渡地域整備部建築課へご確認ください	<b>工事着手前までに確認済証の交付を受けること。</b> (住宅程度であれば済証交付まで7日程度)	新潟県 佐渡地域振興局 地域整備部建築課 (佐渡地域振興局：相川) TEL：0259-74-3339 受付：建築住宅課 住宅・都市計画係（本庁舎3階） TEL：0259-67-7403 / u-jutakutoshi@city.sado.niigata.jp
要・不要	建築物の新築や増改築など	市内全域	<b>建築工事届</b> 【建築基準法第15条】	<b>工事着手前まで</b>	新潟県 佐渡地域振興局 地域整備部建築課 (佐渡地域振興局：相川) TEL：0259-74-3339 受付：建築住宅課 住宅・都市計画係（本庁舎3階） TEL：0259-67-7403 / u-jutakutoshi@city.sado.niigata.jp
要・不要	建築物・工作物の新築や増改築、外観の変更（壁面の塗替えや張替え・屋根の葺替えなど）、その他の行為	市内全域 ☆重要文化的景観（相川・西三川）に関するものは世界遺産保存係	<b>景観計画区域内行為（変更）届出書</b> 【佐渡市景観条例】	<b>工事着手の30日前まで</b>	建築住宅課 住宅・都市計画係（本庁舎3階） TEL：0259-67-7403 / u-jutakutoshi@city.sado.niigata.jp 世界遺産推進課 世界遺産保存係（きらりうむ佐渡：相川） TEL：0259-74-2215 / k-goldmine@city.sado.niigata.jp
要・不要	建築物・工作物の新築や増改築、撤去、土地の掘削や盛土等、木竹の伐採、植栽、鉱物・土石類の採取など	天然記念物及び名勝佐渡小木海岸 名勝佐渡海府海岸 国・県・市史跡 など ☆佐渡金銀山遺跡は世界遺産保存係 ※担当課へご確認ください	<b>国・県・市指定史跡・名勝・天然記念物現状変更許可申請書</b> 【文化財保護法第125条】	<b>工事着手前まで</b> (許可まで概ね60日から90日程度) ※許可までに時間を要します。計画段階から <u>ご相談ください。(事前協議のない申請は受付出来ません。)</u>	<b>【海府海岸】</b> 世界遺産推進課 文化財室 埋蔵文化財係 (埋蔵文化財整理事務所：真野) TEL：0259-55-3990 / k-bunka@city.sado.niigata.jp <b>【小木海岸】</b> 世界遺産推進課 文化財室 文化財保護係 (本庁舎3階) TEL：0259-63-3195 / k-bunka@city.sado.niigata.jp <b>【佐渡金銀山遺跡】</b> 世界遺産推進課 世界遺産保存係（きらりうむ佐渡：相川） TEL：0259-74-2215 / k-goldmine@city.sado.niigata.jp

↓裏面へつづく

✓	行為	エリア	届出・申請	担当課および連絡先	
要・不要	建築物・工作物の新築や増改築、木竹の伐採、鉱物・土石の採取、土地の形状変更、広告物の設置など	佐渡弥彦米山国定公園及び小佐渡県立自然公園における特別地域又は普通地域 ※担当課へご確認ください	<b>特別地域内での各種許可申請書、普通地域内での各種届出書</b> 【自然公園法 20 条、33 条】	工事着手 30 日前まで (許可まで概ね 14 日程度)	生活環境課 環境対策係 (本庁第 2 庁舎) TEL : 0259-63-3113 / s-kankyo@city.sado.niigata.jp
要・不要	土地の掘削や盛土等	埋蔵文化財包蔵地内 ※担当課へご確認ください	<b>埋蔵文化財発掘の届出</b> 【文化財保護法第 93 条】	工事着手の 60 日前まで	世界遺産推進課 文化財室 埋蔵文化財係 (埋蔵文化財整理事務所：真野) TEL : 0259-55-3990 / k-bunka@city.sado.niigata.jp
要・不要	屋外広告物の設置	市内全域	<b>屋外広告物等表示(設置)許可申請書</b> 【佐渡市屋外広告物条例】	工事着手前まで (許可まで概ね 30 日程度)	建築住宅課 住宅・都市計画係 (本庁舎 3 階) TEL : 0259-67-7403 / u-jutakutoshi@city.sado.niigata.jp
要・不要	建築物の除却	市内全域	<b>除却届</b> 【建築基準法第 15 条】	工事着手前まで	新潟県 佐渡地域振興局 地域整備部建築課 (佐渡地域振興局：相川) TEL : 0259-74-3339 受付：建築住宅課 住宅・都市計画係 (本庁舎 3 階) TEL : 0259-67-7403 / u-jutakutoshi@city.sado.niigata.jp

届出や申請をしていないと法令違反となり工事を中止しなければならない場合があります。  
円滑な工事運営のため事前協議を忘れずをお願いいたします。

『佐渡島の金山』の世界文化遺産登録を目指しているにや  
先人が築いてきた貴重な文化財を後世に守り伝えるため、ご協力願います！



文化財保護法に基づく手続きを確認するため、担当部署に届出書等の内容を提供する場合があります。